

荷役災害防止担当者研修

(陸運事業者・荷主等向け)

陸上貨物運送事業の労働災害の約7割は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。さらに、その約7割は、**荷主等**（荷主、配送先、元請事業者等）の事業場で発生しています。このため、厚生労働省では「**陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン**」を策定し、陸運事業者の実施事項、荷主等の実施事項を示しています。

本年度は、陸運事業者と荷主等双方の担当者に対する安全衛生研修を次のとおり行います。

この研修は、荷主等の自社の労働者の労働災害防止対策にも参考となる墜落・転落災害、フォークリフト、クレーン、ロールボックスパレット等による災害防止に関する内容も含まれています。関係者の皆様には積極的なご参加をお待ちしています。

開催日時 令和8年 **10月15日 木** 9:00-14:20

開催場所 群馬県交通運輸会館（前橋市野中町322-1）

定員 50名（先着順）但し、1事業者2名に限ります



内容 荷役災害防止の担当者に対する安全衛生教育カリキュラムに準じる（陸運事業者・荷主等向け）荷役災害防止担当者教育

受講料 無 料

申込方法 別紙受講申込書にご記入いただき、**陸災防群馬県支部までFAXにて**お申込みください。受講番号と受付印を押印しご返送いたします。

当日は、受講番号と受付印が押印された申込書をご持参のうえ、受付にてご提出願います。

申込締切は、**令和8年10月6日(火)**です。但し、定員に達し次第締め切ります。

受講証明 受講者には、**受講証明書**をお渡しします。

問合せ先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）群馬県支部 TEL：027-261-0244

（切り取らずにそのままご送信ください。）

参加申込書

FAX.027-261-7576

ふりがな 参加者氏名①		所属・役職		※ 事務局記入覧 ※
ふりがな 参加者氏名②		所属・役職		
事業場名	(業種：)			
所在地 電話番号 FAX番号	〒 — — 電話番号 () — — FAX番号 () — —			
ご担当者氏名	ご担当者			

荷役災害防止担当者研修（陸運・荷主事業者向け）カリキュラム

科 目	範 囲	時間
1 荷役作業における労働災害の現状と事業者の責務	(1) 荷役作業における労働災害の現状と問題点（荷役災害の事例を含む。） (2) 事業者の責務と安全衛生管理体制	0.5
2 荷役作業における労働災害防止対策	(1) 基本的な荷役災害防止対策 (2) 荷役作業時の墜落・転落災害の防止 (3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止 (4) 転倒による労働災害の防止 (5) 腰痛予防対策 (6) その他荷役災害防止に必要な事項	2.0
3 荷役作業の安全衛生教育と安全衛生意識の高揚	(1) 荷役作業従事者に対する安全衛生教育 (2) 労働安全衛生法に基づく資格等の取得 (3) 作業指揮者等に対する教育 (4) 日常の教育	0.5
4 荷主等との連絡調整	(1) 荷役作業における役割分担の明確化 (2) 陸運業の事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置 (3) 荷主等に求められる安全衛生対策	0.5
5 関係法令	労働安全衛生関係法令	0.5
合 計		4.0

◎ 講師の都合等により、カリキュラムの順番につき、変更することがある。

担 当 講 師

科 目	範 囲	講 師
1 荷役作業における労働災害の現状と事業者の責務	(1) 荷役作業における労働災害の現状と問題点（荷役災害の事例を含む。） (2) 事業者の責務と安全衛生管理体制	陸災防群馬県支部 安全衛生管理員 井 口 雅 夫 氏
2 荷役作業における労働災害防止対策	(1) 基本的な荷役災害防止対策 (2) 荷役作業時の墜落・転落災害の防止 (3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止 (4) 転倒による労働災害の防止 (5) 腰痛予防対策 (6) その他荷役災害防止に必要な事項	同上
3 荷役作業の安全衛生教育と安全衛生意識の高揚	(1) 荷役作業従事者に対する安全衛生教育 (2) 労働安全衛生法に基づく資格等の取得 (3) 作業指揮者等に対する教育 (4) 日常の教育	同上
4 荷主等との連絡調整	(1) 荷役作業における役割分担の明確化 (2) 陸運業の事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置 (3) 荷主等に求められる安全衛生対策	同上
5 関係法令	労働安全衛生関係法令	同上